

- ・ 介護職種の優良要件適合申告書(実習実施者)(介護参考様式第 12 号)及び優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24 号別紙)

＊ 告示第3条第2項の適用を受けようとする場合

【留意事項】

- 常勤介護職員の総数については、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)であって、介護等を主たる業務とする者の数を事業所ごとに算出することになります。
- 技能実習生名簿(参考様式第1-24 号別紙)には、技能実習を行わせている事業所において現に受け入れている技能実習生を記載して下さい。
- 規則第 16 条で定めている法人単位での人数枠は、介護職種には適用されません。

第5 監理団体の法人形態に関するもの

【関係規定】

(本邦の営利を目的としない法人)

規則第29条 法第二十五条第一項第一号(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 商工会議所(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。)
- 二 商工会(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。)
- 三 中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。)(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。)
- 四 職業訓練法人
- 五・六 (略)
- 七 公益社団法人
- 八 公益財団法人
- 九 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

告示第4条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- 一 規則第二十九条第一項第一号から第四号、第七号又は第八号に規定する法人であること。
- 二 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。
- 三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人であること。

○ 告示第4条においては、介護職種の監理団体として認められる法人類型が列举されています。具体的には以下のとおりです。

① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人

※ 本制度上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限りします。

② 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの

③ 社会福祉連携推進法人

○ ②に該当する団体として介護職種の監理団体の許可を受けるためには、(i)当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれること、(ii)介護又は医療に従事する事業者から構成される全国的な団体(又はその支部)であること、を満たすことを立証していただく必要があります。②に該当する団体として申請する場合には、事前に機構の本部事務所の審査課にご相談下さい。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 監理団体の業務の運営に係る規程の写し
- ・ 支部であることを本部の全国的な団体が証する書類(公印、署名が必要)

＊ 告示第4条第2号に該当する全国的な団体の支部として監理団体になろうとする場合

【留意事項】

○ 告示第4条第2号に該当する全国的な団体の支部として監理団体になろうとする場合については、支部自体が社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人等の営利を目的としない法人の法人格を有していることが必要となります。

第6 監理団体の業務の実施に関するもの

【関係規定】

（監理団体の業務の実施に関する基準）

規則第52条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七（略）

八（後述）

九～十五（略）

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第5条 介護職種に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（後述）

（1）技能実習計画の作成指導に関するもの

【関係規定】

規則第52条

八 法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあつては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を实地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点